

令和4年度
市川市さくらオーナー制度募集要領

1. 概要

この事業は、花と緑に対する市民意識の高揚を図り、美しい景観を形成するため、桜の苗木1本ごとに「さくらオーナー」を募集し、桜の植樹や育成管理に参加していただくものです。

「さくらオーナー」になると、桜の根元に設置する植樹記念プレートに自分の名前やメッセージを記入することができます。結婚、出産等の人生の節目の折に、記念となる制度です。

2. 募集内容

オーナーの募集内容は、次に定めるとおりとします。

- (1) 募集樹木 ジンダイアケボノ（苗木）
- (2) 募集本数 16本（原則：1人1本）
- (3) 植樹場所 小塚山公園



3. 募集期間

令和4年8月20日（土）から令和4年9月2日（金）まで。

- ① 応募者多数の場合は、抽選にて寄附者を決定します。
- ② 郵送による応募の場合、消印有効です。

4. 応募ができる方

個人（市内在住、在勤、在学のかた）又は団体、法人（市内に事務所、事業所を有する企業、非営利団体、スポーツ団体等）とします。

ただし、下記の事項に該当する方を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類するものを行う個人又は団体
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員その他これらに類するもの
- ③ 現にさくらオーナーであるもの
- ④ その他市長が寄附を受納するのにふさわしくないと認めるもの

5. 寄附金

(1) 苗木1本につき、5万円以上の寄附をお願いします。

(2) いただきました寄附金は、記念プレートの作製及び設置費用、植樹後の維持管理費用等に充当いたします。

6. 財産の帰属

桜の木及び支柱、プレートの財産権は、市川市に帰属します。

7. 管理

5年後を迎えた桜の樹木については、撤去等の必要がない限り、引き続き市川市で管理を行います。

記念プレートは、設置後5年間の破損等は補修等を行いますが、それ以降は破損等で撤去の必要性があると市川市で判断した場合は、撤去いたします。

8. 記念プレート

(1) 記念プレートは、桜の苗木の脇に設置する支柱に取り付けるものとします。

(2) 記念プレートには、下記の事項に該当する内容を記載することができません。

- ① 商業広告その他これに類するもの
- ② 政治上、宗教上、経済上、外交上、社会生活上その他の主義主張を述べるもの
- ③ 青少年の健全な育成の見地から適切でないと認められるもの
- ④ その他市長が公園の管理上適切でないと認めるもの

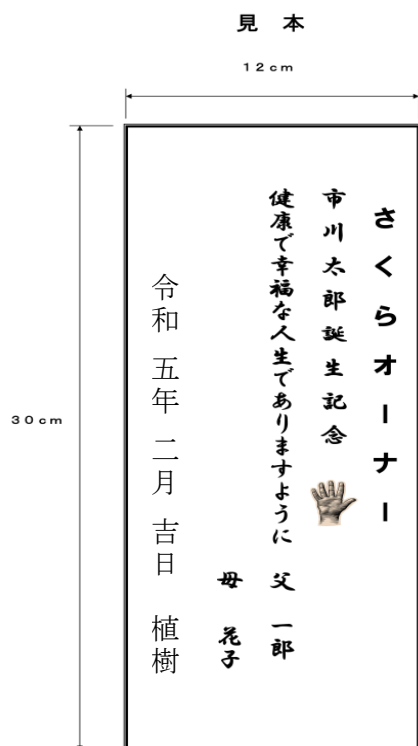
※記念プレートへの記載内容に著作権等を生じるもの（歌の一節・キャラクターのイラストなど）は、寄付者の費用負担と責任で記載してください。

※市川市で審査し、内容の変更をお願いする場合があります。

(3) 記念プレートの仕様は以下のとおりとします。

仕 様	詳 細
① 材 質	真鍮製
② 規 格	幅 1 2 0 m m、高さ 3 0 0 m m
③ 方 向	タテ
④ 記載内容	さくらオーナーの名前、メッセージ（〇〇記念等）、イラスト（赤ちゃんの手形、足形等も可）、事業名及び植樹日を記載する。

【参考：記念プレートの記載例】



【著作権を含む事例】

一般的には、歌や詩等の一節が該当します。以下のような事例も留意してください。

1. 子供が描いたアンパンマンの顔
⇒著作権者の許可を得る必要があります。
2. 子供が描いたパパやママの似顔絵
⇒著作権上、問題ありません。

9. 応募方法

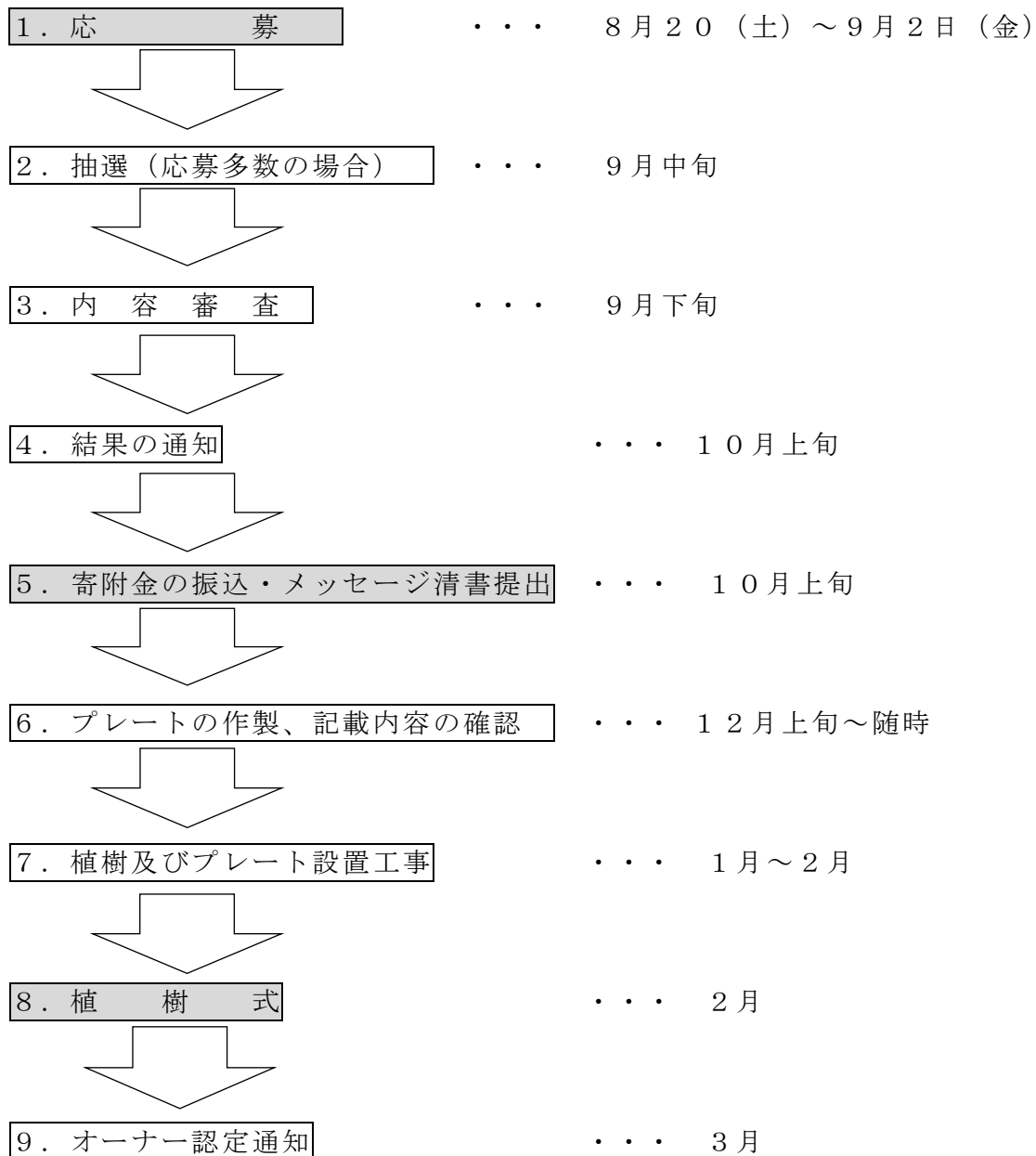
この制度の趣旨に賛同され、さくらオーナーの応募を希望する方は、市川市さくらオーナー申込書（市川市公園緑地課窓口、公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団窓口、市公式 Web サイトにて入手可）に必要事項を記入の上、下記の窓口に郵送もしくは直接提出して下さい。

○ 市川市公園緑地課

住 所： 〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号

電 話： 047-712-8597

10. 応募から設置までの主な流れ



※上図の については、応募者が行う手続きです。

2月に植樹式を行う予定です。日時等が決まりましたらご案内いたしますので、ご都合がつく方はご出席くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、植樹式が中止となる場合があります。